

新東京センター（仮称）の建築計画について

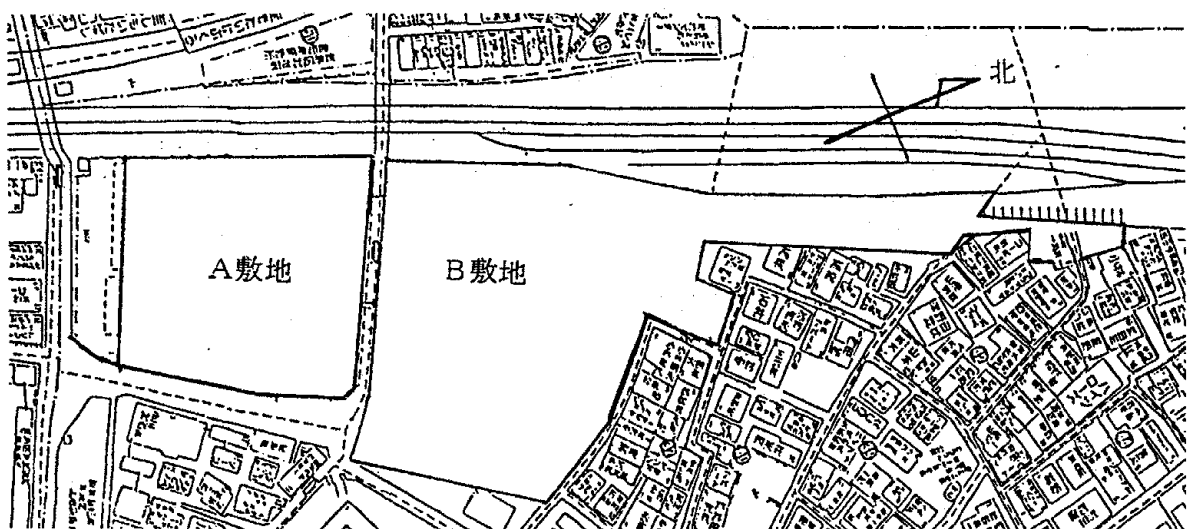
当社は平成9年3月に貴区内の上池袋四丁目に所在する土地（南側A敷地約 4,141 m²、北側B敷地約 8,597 m²）を取得いたしました。当社は第一種電気通信事業者の一つとして激動する通信事業に携わっており、同土地の取得以来その利用について検討してまいりました。その結果、貴職及び地元の皆様からのご要望を踏まえつつ、さらに貴区のご指導を頂きながら同土地のうち南側A敷地の建築計画について具体化できる段階となりました。

この建築計画につきましては貴区の協力を得ながら既に地元「豊島区上池袋地区まちづくり協議会」様をはじめ近隣町会の皆様へのご説明を始めさせて頂いており、今後も引き続き関係町会の皆様にご説明させて頂く予定であります。

ところで、北側B敷地の計画につきまして今回A敷地と一体にご報告することが貴意に叶うものとは存じますが、最近のNTTの再編成や海外事業者との提携など当社を取り巻く急激な環境変化の中で、現在までのところB敷地の具体的な計画を定められるには至っておりません。当然、地元の皆様の「安全で快適なまち」に対するご関心が高いことは承知いたしておりますので、B敷地につきまして計画が具体化できる段階となりましたらA敷地と同様に貴区のご指導を頂きながら、また地元の皆様のご要望を踏まえながら調整を行わせて頂く所存でございます。

何卒、事情をご賢察のうえ宜しくお取りはからい頂きますようお願い申し上げます。

敷地位置図



新東京センター（仮称）の建設計画について

目次

設計概要書

配置図

道路状況説明図・立面図

完成予想図

郵政省の資料

（電波防護のための基準が制度化されました。）

日本テレコム株式会社

新東京センター(仮称)計画図

設計概要

所在地 豊島区上池袋4丁目2188-1

建物の主要用途 通信機器室

構造規模 鉄骨造 地下1階 地上6階建

敷地面積 4141m²

建築面積 2300m²

PH-1 45m²

6階床面積 712m²

5階床面積 712m²

4階床面積 1997m²

3階床面積 2300m²

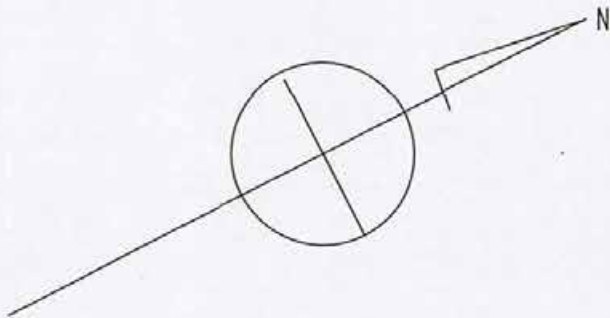
2階床面積 2300m²

1階床面積 2300m²

地階床面積 2300m²

延床面積 12666m²

最高高さ(PHパラペット天端まで) 32.60m



JR貨物用地

オイルタンク

3640

フェンス
H=2.0m

6000

4000

(2車道路)

2000

(地目 公衆用道路)

都市計画道路 補助82号線
幅員24000m

機器室

ホール

玄関

ドックエリア

7303

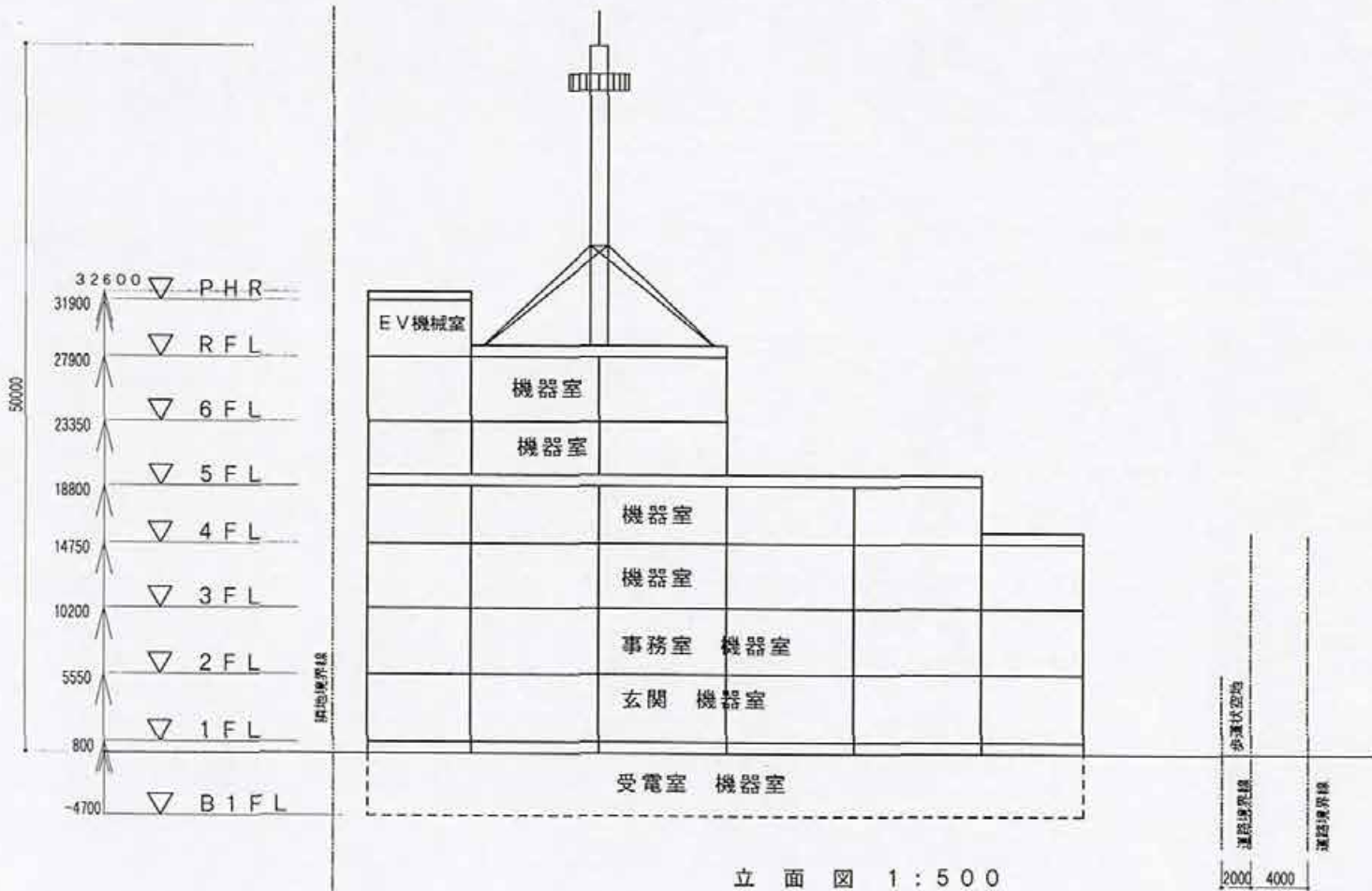
8000

0000

7365

配置図

S=1:500



完成イメージ図

(合成写真)



※この図はイメージ図の為、実際とは異なる場合があります。

電波防護のための基準が 制度化されました。

平成11年10月1日から、無線局の開設者に、
電波防護に一層配慮することが求められます。

そう、無線を一層安全に
使うためのルールなんだって。

今度、新しいルールができたんだってね。

これで、ますます安心だね。

●無線局を開設するみなさんへ

本制度導入により、無線局の開設者は、免許申請時に基準値への適合を確認するとともに、次のことに注意する必要があります。

(1) 無線局の免許申請時

人が通常出入りする場所における電波の強さが、表2に示した基準値以下であることの確認、その結果、基準値を超えるおそれがあるときには安全施設を設けることとした上で、工事設計書の「その他の工事設計」欄（注）に電波法第3章に規定する条件に合致している旨を記載して下さい。

免許申請時には、原則として、検討資料や施設の図面を提出する必要はありませんが、郵政省での審査に際し必要があると認めるときは資料の提出を求められることがあります。

注:免許申請書の様式に変更はありません。

(2) 無線局の検査時

検査の際には、基準値に適合していることの確認が行われます。

また、落成後の検査が省略されている無線局についても、基準値に適合していることの確認のため、免許後に臨時検査が行われる場合があります。

●基準値への確認方法は

基準値への適合を確認する方法については、郵政省の告示で示されていますが、基本的な考え方は次のとおりです。

(1)無線設備から発射される電波の強さの基準値への適合を確認する方法は、基本的には十分な安全率をみた算出によることとし、算出結果が基準値を超える場合は測定により確認することができます。

(2)強い反射を生じさせる物体がある場合で、算出した結果が基準値から6dB低い値を超える場合には、測定により確認を行うことができます。

アンテナ入力電力 P [W]、最大輻射方向のアンテナの絶対利得 G とすると、距離 R [m]の位置での電力束密度 S [mW/cm²]は、

$$S = \frac{PG}{40\pi R^2}$$

で示され、これを基本算出式とします。

※基本算出式での算出結果が基準値を超えた場合、アンテナ種別ごとにより詳細に評価できる算出式が告示されています。

電力束密度 S [mW/cm²]、電界強度 E [V/m]及び磁界強度 H [A/m]は、次式により相互に換算します。

$$S = \frac{E^2}{3770} = 37.7H^2$$



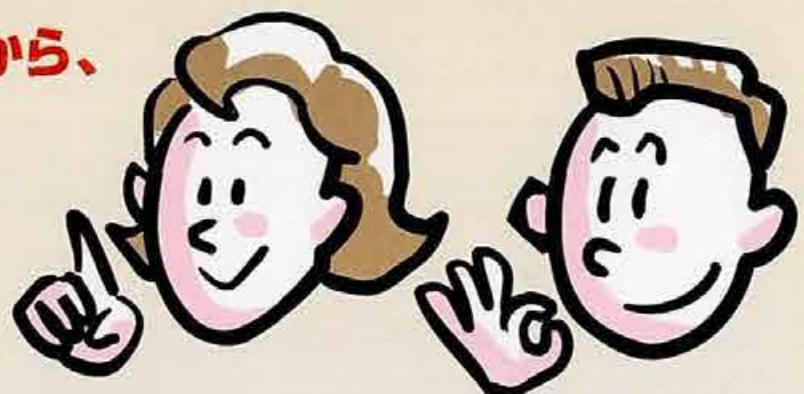
●無線局から発射される電波の強さについて

アンテナから発射される電波の強さ（電力束密度）は、距離の二乗に反比例して減衰（距離が2倍になれば、電波の強さは1/4）していきます。アンテナが設置された鉄塔の真下では、その鉄塔の高さにより減衰した電波の強さとなります。

●アンテナからの送出電波の電力束密度の例（携帯・自動車電話基地局）



平成11年10月1日から、無線局の開設者に、電波防護に一層配慮することが求められます。



郵政省では安全な電波利用の一層の徹底を図るため、電波法施行規則を一部改正し、無線局の開設者に電波の強さに対する安全施設を設けることを義務づけることとしました。この制度は平成11年10月1日から施行されます。これにより、より安全で安心できる電波利用環境が整備されることになります。

注:施行の際に免許を受けている無線局は免許の有効期限が満了する日までの経過期間が認められています。

●制度の概要

電波の強さに対する安全施設

人が通常出入りする場所で無線局から発射される電波の強さが基準値を超える場所がある場合には、無線局の開設者が柵などを施設し、一般の人々が容易に出入りできないようにする必要があります。

※なお、適用が除外される無線設備として以下のものが挙げられます。

- ◆平均電力が20mW以下の無線局の無線設備。
- ◆移動する無線局の無線設備。
- ◆地震や台風などの非常事態が発生、または発生するおそれのある場合において臨時に開設する無線局の無線設備。

表1 代表的な無線局の基準値を超える範囲(標準的な条件での一例)

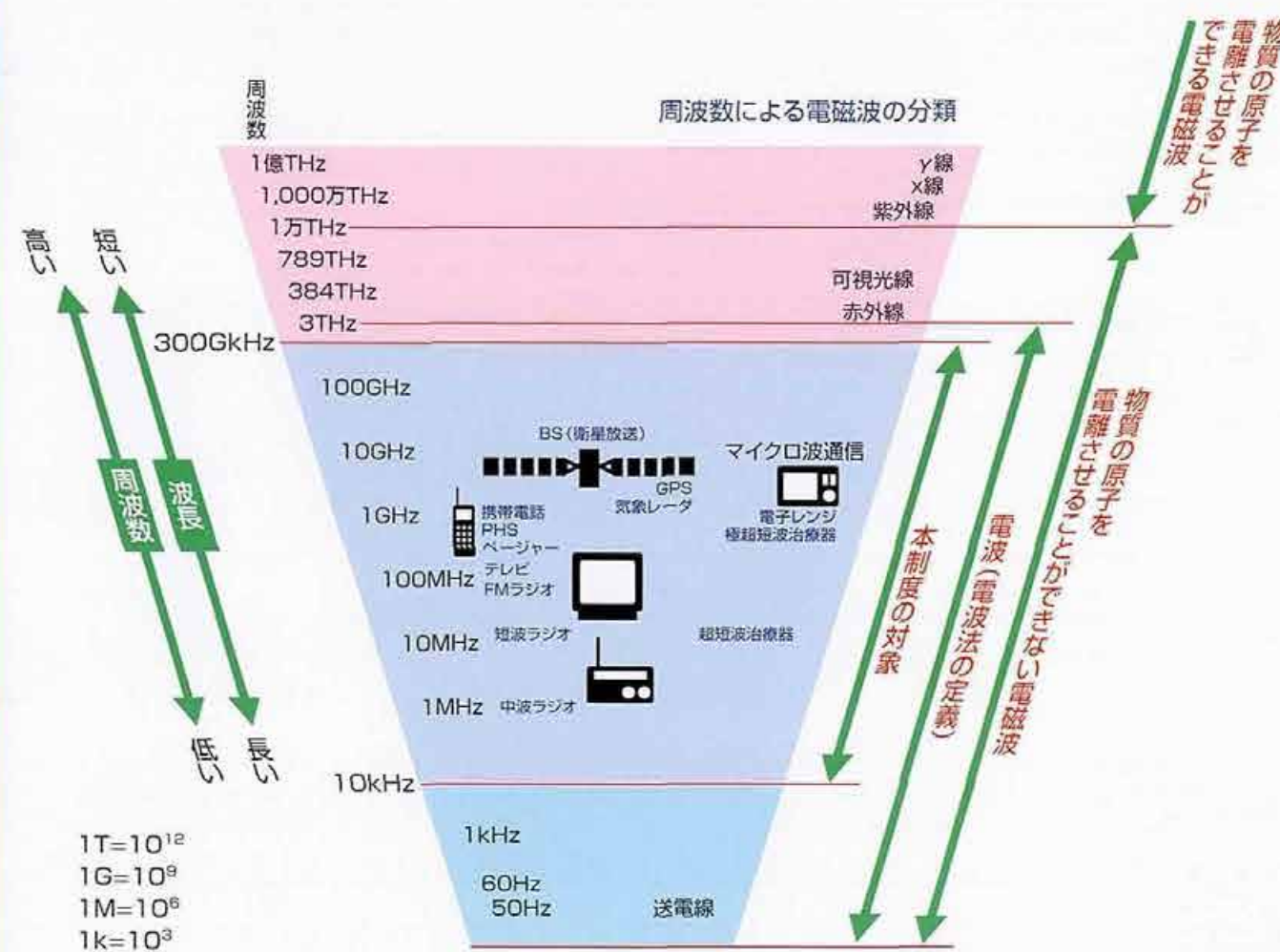
局種	基準値を超える恐れのある範囲
携帯・自動車電話基地局 (900MHz帯,96W)	アンテナから指向方向に0.25m以内 アンテナから上方に0.7m以内 アンテナから下方に0.7m以内
PHS基地局 (1.9GHz帯,2W)	アンテナから0.03m以内(垂直コリニアアレー) アンテナから0.2m以内(ハッチ(平面)アンテナ)
中波放送 (594kHz,300kW)	アンテナから15m以内
短波放送 (17.9MHz,300kW,カーテンアンテナ)	アンテナから前方に55m以内
FM放送 (ERP44kW)	アンテナから27m以内
TV放送(大出力局) (VHF, ERP85kW) (UHF, ERP110kW)	アンテナから28m以内(VHF) アンテナから23m以内(UHF)
TV放送(サテライト局) (VHF, ERP50W) (UHF, ERP50W)	アンテナから0.69m以内(VHF) アンテナから0.31m以内(UHF)

平成10年11月電気通信技術審議会答申による

●電波防護の基準値とは

(1) 電波とは

現在、通信や放送に使われている電波は、可視光線(光)と同様に物質の原子を電離させるほどのエネルギーを持っていない電磁波です。電磁波には、送電線から生じる周波数が低く波の性質がきわめて少ないものから、X線やγ(ガンマ)線のように周波数がきわめて高く、強いエネルギーを持っているため物質の原子を電離させる作用があるもの(電離放射線)もあります。



そうか電磁波といってもいろいろあるんだね



(2) 電波の人体に与える影響について

これまで40年以上の研究により、人体が強い電波にさらされると体温が上昇する作用や、周波数が低い場合には体内におこされた電流が神経を刺激する作用があること、また、電波の強さによる人間の健康への影響が明らかにされています。このような科学的な知見に基づき、十分な安全率を考慮した基準値(電波防護指針)が策定され、我が国のみならず世界各国で活用されています。この電波防護指針値を満たせば人間の健康への安全性が確保されるというのが国際的な考えとなっています。

国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)の声明 (携帯無線電話機の使用と基地局に関する健康問題)

世界保健機関(WHO)と協力して電波防護指針を策定しているICNIRPは、平成8年4月に「これまでの研究結果を調査した結果、国際機関等が定めた防護指針値以下の電波により、がんを含め健康に悪影響が発生するとの証拠はない」との声明を発表しています。

(3) わが国の電波防護指針値

わが国の指針については郵政大臣の諮問機関である電気通信技術審議会から答申が出されています。この答申は、動物実験等の結果に基づき、影響が生じる閾値に約50倍の安全率をみて、一般の人々の指針値(一般環境)を定めています。平成5年度には、答申の指針を踏まえた民間標準規格が策定され、無線局の開設者や工事関係者等のガイドラインとして運用されてきました。

- 平成2年度 「電波利用における人体の防護指針」(電気通信技術審議会答申)
 - 電波が人体に悪影響を及ぼさない範囲を策定。
- 平成9年度 「電波利用における人体防護の在り方」(電気通信技術審議会答申)
 - 平成2年答申の指針値の妥当性を確認
 - 携帯電話端末等、身体の近くで使用する機器に対する指針(局所吸収指針)

(4) この制度で用いる基準値

この制度では、基準値として一般環境の指針値を採用しています。この基準値は、国際機関における検討結果に基づくもので、諸外国における基準値と同等の値となっています。

どれか1つでも値を超える場所には入れないように施設を設ける必要があるのね



表2 電波の強さ(平均時間6分間)の基準値

周波数 f	電界強度の実効値 E [V/m]	磁界強度の実効値 H [A/m]	電力束密度 S [mW/cm ²]
10kHz-30kHz	275	72.8	
30kHz-3MHz	275	2.18/f	
3MHz-30MHz	824/f	2.18/f	
30MHz-300MHz	27.5	0.0728	0.2
300MHz-1.5GHz	1,585/√f	√f/237.8	f/1500
1.5GHz-300GHz	61.4	0.163	1

f:5MHzを単位とする周波数

表2に示した、電界強度、磁界強度、電力束密度のそれぞれが、1つでも値を超えている場所には、人が立ち入らないよう柵等の安全施設を設ける必要があります。

ご照会等は、郵政省あるいは お近くの各地方電気通信監理局へ

電波防護に関する一般的なお問い合わせ

●名称	●電話番号
郵政省電気通信局電波部 電波環境課	03-3504-4900
北海道電気通信監理局 (北海道) 電磁環境対策室	011-709-2311 内線4738
東北電気通信監理局 (青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島) 電磁環境対策室	022-221-0634
関東電気通信監理局 (東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨) 電磁環境対策室	03-3214-1610
信越電気通信監理局 (新潟、長野) 電磁環境対策室	026-234-9975
北陸電気通信監理局 (石川、福井、富山) 電磁環境対策室	076-233-4441
東海電気通信監理局 (愛知、三重、静岡、岐阜) 電磁環境対策室	052-971-9107
近畿電気通信監理局 (大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山) 電磁環境対策室	06-6942-8533
中国電気通信監理局 (広島、鳥取、島根、岡山、山口) 電磁環境対策室	082-222-3332
四国電気通信監理局 (四国全域) 電磁環境対策室	089-936-5051
九州電気通信監理局 (九州全域) 電磁環境対策室	096-368-8654
沖縄郵政管理事務所 (沖縄) 電磁環境対策室	098-865-2308

免許申請等に関することにつきましては、
無線局種毎の担当課にお問い合わせ下さい。



御 参 考

「関東スミセ株式会社池袋工場跡地」の開発に関する要望書

昨年三月操業を停止した「関東スミセ株式会社池袋工場跡地」の所有権を貴社が取得されたと聞き及んでおります。

さて、豊島区は平成二年七月、防災に強く潤いと安らぎに満ちた街づくりを進めるため、本区の街づくりマスタープラン「地区別整備方針」を策定し、「方針」に沿った街づくりを展開しているところであり、とりわけ当該地区が存する上池袋地区は、オープンスペースが不足し、細街路や行き止まり道路が多いまま密集した市街地が形成されたため、大地震や火災等への防災性能が脆弱なこと等多くの課題を抱えている地区であります。このため、豊島区は平成三年四月より、上池袋一丁目、四丁目地区を国及び東京都の制度要綱等にもとづき「居住環境総合整備事業」地区に位置づけ、低質住宅の建て替えを促進し、併せて住環境の整備等を総合的に行う、いわゆる「特定地区の街づくり」を進めております。

写

「関東スミセ株式会社池袋工場跡地」は、東武東上線の北池袋駅に近接しており、また、地区内のほとんどの土地が細分化されている本地区の中で一ヘクタールを超す貴重な敷地であり、当該地の開発動向が今後の周辺地域の街づくりに及ぼす影響は計り知れないものがあると考えっております。

よって、豊島区議会は、当該地の開発の重大さに鑑み、開発計画を進めるにあたりまして、左記の事項を強く要望いたします。

記

- 一、計画の策定にあたりましては、本区をはじめ関係機関及び地域住民と十分な協議を行うこと。
- 一、当該地区が北池袋駅の至近距離にあることから、地区の玄関口にふさわしい街並み形成の先導的役割を果たすような計画とすること。
- 一、オープンスペースの創出や道路網形成のための周辺道路の取り扱い等、地区の防災性能やアメニティの向上に資する計画とすること。

平成九年五月十五日

東京都豊島区議会議長名 岡 田 良 一

日本テレコム株式会社

代表取締役社長 坂 田 浩 様

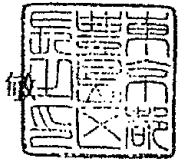


9 豊都地発第 29 号
平成 9 年 5 月 14 日

日本テレコム株式会社

代表取締役社長 坂 田 浩 一 殿

東京都豊島区長
加 藤 一



関東スミセ(株)池袋工場跡地の開発に関する要望について

日頃より豊島区政にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、本区上池袋地区は、戦後都市基盤が未整備なまま急速に都市化が進み、区内でも最も住宅が密集している市街地であります。特に上池袋四丁目地区は、細街路が多く公園等のオープンスペースも不足し、住環境及び防災上多くの課題を抱えている地区となっております。

豊島区では、平成三年度より上池袋地区全域で建設省の「密集住宅市街地整備促進事業」及び東京都の「木造住宅密集地域整備促進事業」を活用しながら、総合的な住環境の整備を行ってまいりました。また上池袋四丁目は、東京都の防災都市づくり推進計画の重点整備地域の中に位置づけられ、本年度より「緊急木造住宅密集地域防災対策事業」を展開していくこととなっております。

これらの事業は全て地域住民との協働によって推進されるものであり、当地区においても、住民組織である「上池袋地区まちづくり協議会」と一体となりながら、公園・広場の整備、老朽住宅の建替え、まちづくりのための集会施設建設等、住環境等の向上のため様々な活動を行ってまいりました。

今回貴社が取得されました関東スミセ(株)池袋工場跡地の利用につきましては、当該土地が官民一体となったまちづくり事業を推進している地区内に位置することもあり、工場閉鎖の話が決まるや否や、区議会及び地元住民の重大な関心事となっております。まちづくり事業主体である本区にとりましても、このような大規模な土地の開発は今後の上池袋地区のまちづくりに大きな影響を及ぼすものと考えております。

つきましては、現在貴社が当該土地に建設を予定されております施設の用途及び規模、周辺道路の取扱い、空地の確保、工事時期等、開発計画の内容について出来るだけ早い時期に本区にご説明頂きたいと存じます。また今後開発計画を進めるにあたりましては、豊島区をはじめ関係機関と十分に協議を重ねられるとともに、地域住民の理解を深められながら事業を推進して頂きますようお願い申し上げます。

安全で快適な住環境の創出には、貴社のご協力が是非とも必要ですので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

要 望 書

日本テレコム株式会社

代表取締役社長 坂田 浩一 殿

豊島区上池袋地区まちづくり協議会

会長 斉田 増巳

豊島区上池袋地区6町会一同

日頃より上池袋地区のまちづくりについて、格別のご理解をいただきありがとうございます。
ます。

さて、本年5月14日に提出させていただきました「上池袋地区のまちづくりについて
のお願い」にご理解いただき感謝申し上げます。

私ども「上池袋地区まちづくり協議会」では「安全で快適なまち」を実現するため地元
主体のまちづくりの検討を続けております。

貴社が開発を予定されている管理用地の周辺地域では、現在まちづくりのための集会施
設「上池袋第2まちづくりセンター」が建設工事中であり、また、広場の整備も予定され
るなど様々な事業もすすめられております。

貴社からの開発計画の内容につきましては年内にご提示いただけることを既にご回答い
ただいているところでありますが、協議会の中でこれまで検討いたしました「まちづくり
計画案」をお示しいたしますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思っております。

私ども「上池袋地区まちづくり協議会」としましては、道路整備や公園、広場の増設に
よる緑地化など上池袋地区全体の具体的なまちづくり計画を策定し、区長に対し提言する
予定であります。つきましては、貴社の開発計画におきましても、別記事項について十分
にご配慮いただいたうえ、早期に開発計画をご提示いただけますようお願い申し上げます。